

船内診療所の新規指定について

船内診療所は、船内に開設された診療所で、船員保険加入者が保険診療を受けるために、船舶所有者（開設者）からの申請に基づき全国健康保険協会（船員保険部）が指定するものである（全国健康保険協会運営規則第9条）。

現在、指定している船内診療所は2か所※があるが、そのうちの1か所「日新丸診療所」が日新丸の廃船に伴い廃止となり、後継の新造船である関鯨丸の船内に新たに「関鯨丸診療所」を開設することとなったため、船舶所有者より船内診療所の新規指定に係る申出を受け付けた。

船内診療所の新規指定については、全国健康保険協会運営規則第9条の規定により、船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経ることとされているため、以下の船内診療所の新規指定の可否についてご審議いただきたい。

※（参考）船内診療所の2か所は以下のとおり。

- 日新丸診療所 ⇒ 平成3年10月1日付で東京都福祉局社会保険指導部長が指定を通知
- につぼん丸診療所 ⇒ 平成14年7月11日付で東京社会保険事務局長が指定を通知

【全国健康保険協会運営規則（抜粋）】

第9条 協会が、船員保険法（昭和14年法律第73号。以下「船保法」という。）第53条第6項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

【船員保険法（概要）】

第53条 被保険者又は被保険者であった者の給付対象傷病に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 …（略）

第6項 第1項第1号から5号までに掲げる給付を受けようとする者は…（略）、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから…（略）、同項第1号から第5号までに掲げる給付を受けるものとする。

第2号 船員保険の被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、協会が指定したもの。

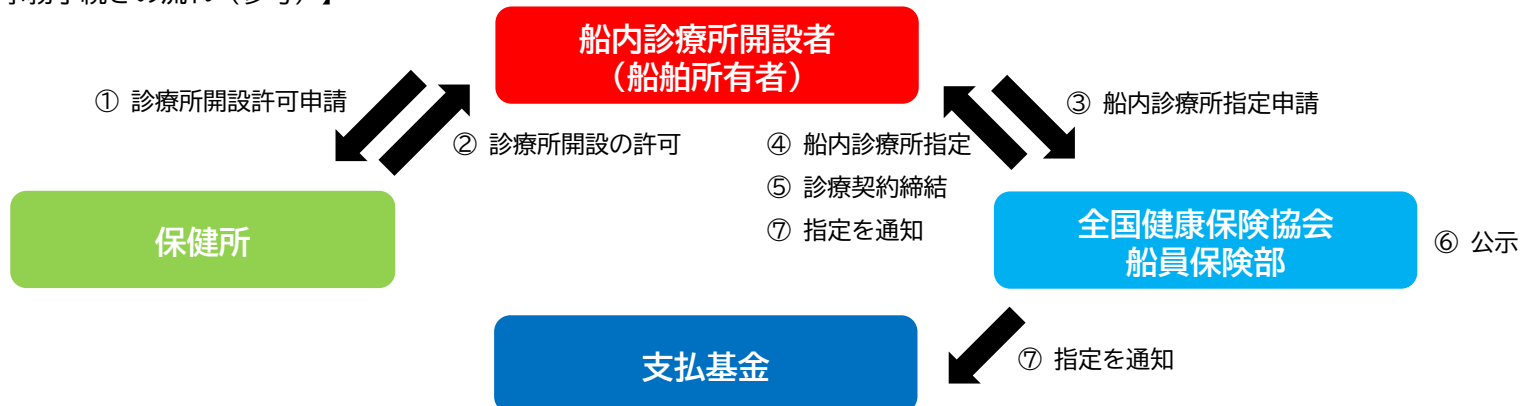
【船内診療所新規指定概要】

| | |
|------------|---------------------------------|
| 船内診療所名称 | ： 関鯨丸診療所（母船式捕鯨船「関鯨丸」船内） |
| 所在地（船舶所有者） | ： 東京都中央区豊海町4-5 豊海振興ビル5階 |
| 開設者（船舶所有者） | ： 共同船舶株式会社 |
| 開設の目的 | ： 船内乗組員の診察および救急処置等 |
| 利用者の範囲 | ： 船員保険加入者（船員）のみ |
| 従業者定員 | ： 2名 ※医師（管理者）1名、看護師1名 |
| 診察室等の面積 | ： （診察室）13.46㎡ （検査室および待合室）10.54㎡ |
| 病床数 | ： 0床 ※別途休憩室に休憩用ベッドあり |
| 診療所開設許可 | ： 取得済（東京都中央区保健所にて令和6年4月9日付で許可） |



【母船式捕鯨船「関鯨丸」外観】

【新規指定に係る事務手続きの流れ（参考）】

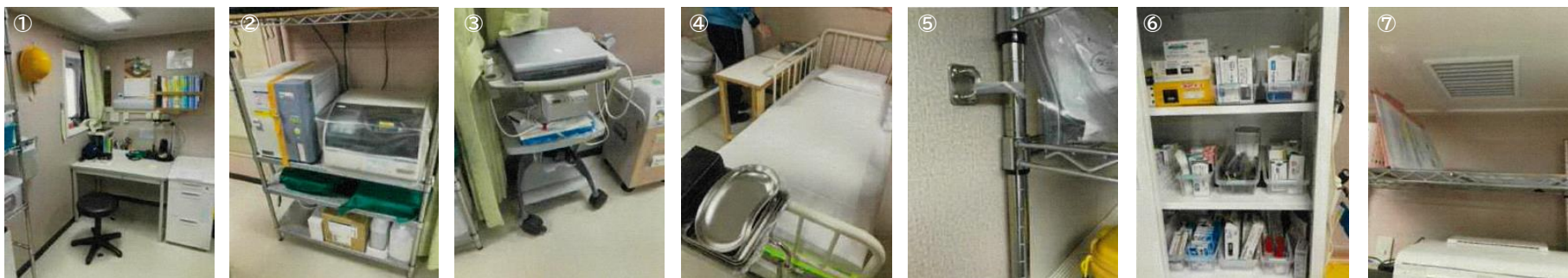


【新規指定基準等の確認に係る現地確認について】

船内診療所の指定については、「船内診療所に関する船員保険法第28条第3項第2号の規定による指定について（昭和32年7月22日 保発第66号 都道府県知事宛 厚生省保険局長通知）」により、「船内診療所を船員保険法第28条第3項第2号の規定に基づいて指定する基準」が示されている。

本通知に基づき、関鯨丸船内の診療所の設備等について令和6年5月23日に現地確認を実施し、特段の問題がないことを確認した。

◀関鯨丸船内診療所の様子▶



↑ 左から、① 診察スペースおよび採光窓、② 滅菌消毒機器、③ 臨床検査用機器、④ 休息用ベッド、⑤ 対動揺用器具、⑥ 薬品庫、⑦ 独立換気システム

【船員保険部の意見（総評）】

当該船内診療所は、専ら船内乗組員（被保険者）の診療のみを行う想定のため、保険者指定医療機関として指定することに何ら支障はなく、診療所としても保健所の開設許可を受けており、設備・環境についても、開設目的を果たすに十分なものであると考える。また、洋上および岸壁等における通信状況も良好である旨を確認しており、レセプト請求も毎月行える状況にあると判断する。

以上のことを踏まえると、関鯨丸診療所を船内診療所として指定することに特段の異論はなく、妥当と判断する。

【新規指定までのスケジュール（案）】

- 船員保険協議会意見聴取 令和6年7月22日（月）
 - 運営委員会付議 令和6年7月25日（木）
 - 診療契約締結
 - 公示および支払基金への通知
 - 保険診療開始
- } 令和6年8月中旬